〇高知県放置自動車の発生の防止及び処理の推進に関する条例

平成13年３月27日条例第５号

高知県放置自動車の発生の防止及び処理の推進に関する条例をここに公布する。

高知県放置自動車の発生の防止及び処理の推進に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、放置自動車の発生の防止及び処理の推進に関し必要な事項を定めることにより、放置自動車により生ずる障害を除去し、もって県民の快適な生活環境の形成に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）　自動車　道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第２条第２項に規定する自動車をいう。

（2）　放置自動車　権原なく相当の期間にわたり置かれている自動車で、道路運送車両法第11条第１項に規定する自動車登録番号標を取り付けていないもの、同法第73条第１項に規定する車両番号標を表示していないもの、同法第58条第１項に規定する自動車検査証がその効力を失っているもの又は自動車としての機能の全部若しくは一部を失った状態にあるものをいう。

（3）　処理　放置自動車の撤去、運搬若しくは処分又はこれらのために必要な措置をいう。

（県の責務）

第３条　県は、放置自動車の発生を防止するために、啓発その他の必要な方策を策定し、実施しなければならない。

（県民の責務）

第４条　県民は、県が実施する放置自動車の発生の防止に関する方策に協力するものとする。

（事業者等の責務）

第５条　自動車の製造、輸入、販売、整備、解体、検査、登録その他これらに類するものを業として行っている者及びこれらの者で組織する団体は、放置自動車の発生の防止のため、自動車の回収その他適切な措置を講ずるように努めるとともに、県が実施する放置自動車の発生の防止に関する方策に協力するものとする。

（放置等の禁止）

第６条　何人も、権原なく自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

（関係法令の活用）

第７条　県は、自らが管理する場所における放置自動車の処理を行うため関係法令の積極的な活用を図るものとする。

（市町村への協力等）

第８条　県は、市町村が行う放置自動車の状況及び所有者その他の事項の調査に協力するものとする。

２　県は、市町村が放置自動車の発生の防止及び処理に係る計画を策定し、その計画に基づき処理を行った場合は、当該市町村に対して、処理に要する経費の額のうち、知事が認める額の２分の１以内の額の補助金を県の予算の範囲内で交付するものとする。

３　県は、前２項に掲げる協力及び補助金の交付のほか、市町村が実施する放置自動車の発生の防止及び処理に関する方策を支援するものとする。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この条例は、平成13年11月１日から施行する。